山梨県 若者新生活チャレンジ応援事業

若者新生活チャレンジ

最大10万円補助

応援事業費補助金

やまなしで描くこれからのストーリー



満18歳～満29歳 ＋ ひとり暮らしを始める方 ＋ チャレンジを考えているかた

山梨県内で新たな一歩を踏み出す若者のチャレンジを応援します！

対象期間 令和8年10月15日(木)から令和9年3月31日(水)

申請期間 令和8年11月16日(月)から令和9年3月31日(水)

対象者 次の全てを満たす方

- ☑ 満18歳から満29歳の方
- ☑ 就職・創業・リスキリング等を始める方
- ☑ 県内で新たに住居を賃借し、新生活を始める方



お問合せ

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金事務局
TEL／080-4411-1442　mail／wakamono@hucom-eng.co.jp
受付時間／平日9時～17時　※土日・祝日、年末年始を除く

申請の方法や必要書類など、詳しくは特設サイトをご確認ください。

山梨県　若者新生活チャレンジ

対象者・制度概要案内

この補助金の目的

若者が就職、転職、創業、進学、リスキリング等の新たな挑戦に伴い新生活を開始する際に必要となる初期費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより若者が山梨で学び、働き、挑戦できる環境の整備を図ることを目的としています。

対 象 者

次の全てを満たす方

☑ 申請年度時点で満 18 歳以上満 29 歳以下の方

☑ 就職・転職・創業・進学・リスキリングなどを始める方
▶ チャレンジプランの作成が必要

☑ 県内で新たに住居を賃借し、新生活を始める方
▶ 新生活に必要な経費が対象

補助金対象経費

☑ 敷金礼金
▶ 賃貸住宅の敷金・礼金

☑ 仲介手数料
▶ 賃貸住宅の仲介手数料

☑ 引越費用
▶ 引っ越しにかかる運搬費用

☑ その他知事が特に認めた必要となる初期費用
※毎月の家賃、光熱水費、家具家電購入等は対象外

チャレンジプラン作成区分

☑ 就職 ▶ 卒業その他の事由により、新たに県内を主たる勤務地として就業すること
（単なる配置換えや転勤は対象外となります）

☑ 転職 ▶ 現に就業している者が離職し、新たに県内を主たる勤務地として就業すること
（新たな雇用契約を伴わない異動は対象外となります）

☑ 創業 ▶ 県内で新たに事業を開始し、個人事業主又は法人の代表者となること

☑ 進学 ▶ 高等学校等卒業後に就業その他の社会経験を有する者が、学校教育法（昭和22年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校その他知事が適当と認める教育機関に入学し、学修を行うこと
（高校卒業直後の進学者、浪人生等は対象外となります）

☑ リスキリング ▶ 新たな知識又は技能を習得し、又は既有の知識若しくは技能を向上させるために行う教育訓練その他の学習活動を行うこと

申請受付期間・申請の流れ

【 申請受付期間 】
令和 8 年 11 月 16 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）
※予算額に達した場合は、申請受付を早期に終了することがあります

【 申請の流れ 】
❶募集要領確認 ▶ ❷申請書類や添付書類を提出
❸審査 ▶ ❹補助金交付

最大 10 万円補助



お問合せ
若者新生活チャレンジ応援事業費補助金事務局
TEL／080-4411-1442　mail／wakamono@hucom-eng.co.jp
受付時間／平日9時～17時　※土日・祝日、年末年始を除く

申請の方法や必要書類など、詳しくは特設サイトをご確認ください。

山梨県　若者新生活チャレンジ